

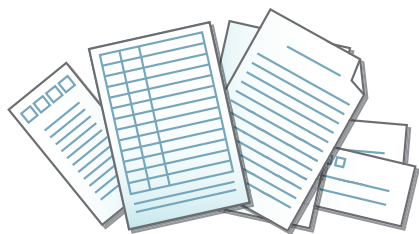
医療費控除は

明細書の添付が

必須となっています！

令和3年度(令和2年分)以降の申告から、医療費控除・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)のいずれかの適用を受ける方は、申告書提出の際、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」、もしくは「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必須となっていますので、控除を受けられる方は必ず明細書を作成し、申告書に添付してください。

「医療費控除の明細書」は国税庁のホームページ(<https://www.nta.go.jp>)からダウンロードできます。



▲国税庁ホームページ

申告に必要な書類

- 税務署からのお知らせが届いている方はその通知(ハガキまたは通知書)
 - 利用者識別番号の紙
 - 給与や公的年金等の源泉徴収票、報酬などの支払報告書
 - 営業や農業、不動産の収支内訳書など所得計算に必要なもの
 - 社会保険料、生命保険料、地震保険料の支払証明書、国民年金保険料控除証明書など
 - 医療費控除の明細書(医療費控除を受ける方)
 - ※受診した人および医療機関ごとに分けて、事前に記入をお願いします。
 - ※医療費通知(医療費のお知らせ)を添付することで明細書の記入を省略できる場合があります。
 - 寄附金の領収書または受領書(寄附金控除を受ける方)
 - ・ふるさと納税で「ワンストップ特例」を申請された方も、申告をする場合は添付が必要です。
 - 申告者本人の金融機関の□座番号などが分かるもの(所得税の還付申告をする方)
 - マイナンバーカードなどの本人確認書類(申告者本人および扶養親族、事業専従者)
 - ・マイナンバーカードをお持ちの方 → マイナンバーカード
 - ・マイナンバーカードをお持ちでない方(左記2点が必要)
 - ↓ マイナンバー「通知カード」+ 運転免許証や保険証等の本人確認書類
 - ※営業や農業、不動産等の収支内訳書(収入と経費が集計された書類)や医療費控除の明細書が未集計の場合、申告受付をお断りする場合があります。
- 代行作成はできませんので、必ず事前に作成をお願いします。

住民税の申告をしないと

- ▼ 国民健康保険税の軽減や各種控除などが受けられなくなります。
- ▼ 所得、課税証明書などが発行できなくなります。

問合せ

武生税務署 Tel 0778-22-0890 (自動音声案内)
町民税務課 Tel 0778-47-8014
今庄事務所 ☎ 0778-45-1111
河野事務所 ☎ 0778-48-2111

